

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十四年六月二十九日

目 次

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

(防 災 課)

一
ページ

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一ぎふ清流国体推進部の部連携振興班の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社